

第 170 回千葉県森林審議会森林保全部会議事録

1 開催日時

令和 7 年 9 月 3 日（水）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで

2 開催場所

千葉県教育会館本館 304 会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬 委員（部会長）、高橋輝昌 委員、橘隆一 委員、原啓一郎 委員

【職員】

宮川森林課長、木村林地対策室長 他

4 議題

（１）審議事項

議案 1 「林地開発許可案件」について

5 議事の概要

上記の議案 1 に係る第 1 号から第 4 号案件について審議がなされ、森林法第 10 条の 2 第 2 項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：造成森林については順次行うということだが、具体的にはどのあたりから、どのような順番で行うのか。

事務局：中期事業計画平面図のとおりである。奥の方から造成を行い、段の上、区域の左下、区域の下という順番で造成を行う予定となっている。

委員：表土の扱いはどのようなになっているのか。砂利を採取するにあたって、一番上の森林土壌を戻さないといけないと思うが。

事務局：別に保管することになっており、終わったものを随時戻していく計画となっている。

委員：掘る場所の横に場所を確保して、表土を積んでおくということか。

事務局：はい。土地利用計画図の青点線で囲われている部分に、仮置場を設けている。

委員：段階によって地形等が変わるが、そのあたりに置くことを想定しているということか。

事務局：はい。

委員：表土置場についてはどれくらいのボリュームを想定して計画されているのか。量によっては、かなり高くなるような気がするが。

表土置場から浸透池にかけて高低差があるため、あまりにも表土が高くなると、浸透池に土砂が流出するのではないかと思い、質問した。

事務局：確認したところ、表土置場のボリュームについては、植栽範囲の有効土層を確保できる土量を想定している。土地利用計画平面図で表土置場と書かれている箇所は、現状は山となっており、実際は隣接している平場に表土を置き、最終的には図面に書かれている箇所に表土を置くことになる。

また、浸透池と表土置場は同じ高さとなるため、土が流れ落ちるということはないと思われるが、一定の距離を確保しながら、表土を置いていく計画となっている。

委員：置かれている表土は造成される都度、移動していくということか。

事務局：砂利採取を行う際は、造成が終わってから一番上の部分から緑化を進めていく計画となっている。

現場を整地しながら、最終的には土地利用計画平面図で書かれている中央の箇所に表土が置かれる。

委員：表土については、あまり使われていくイメージではないということか。

事務局：はい。開発で生じる表土を確保しながら、砂利採取が終わった後に奥の方から随時、緑化に使う予定である。

委員：砂利採取が終わった場所に表土を積みつつ、採取が終わった場合には表土を移動するということか。

事務局：事業者が随時、表土を移動していくことになる。

委員：表土置場自体は、現状は存在していないという理解でよいか。

事務局：はい。現状は山となっている。

委員：どのように管理するのか疑問に思い、質問した。掘削しなければ表土を置く場所ができないため、掘削する前に表土を取りおくという理解でよいか。

事務局：現況は北の部分が平らになっているため、初めはそこに置いておき、南の部分を掘削する際に空き地ができるため、そこに表土を置く。

委員：使われなかった表土を空き地に持ってくるということか。

事務局：はい。

委員：表土の扱いについて、図面上ではきれいに書かれているが、具体的なイメージがつきにくい。今回については表土置場を移動せざるを得ないと思うが。

委員：図面上では表土置場と書かれているが、実際には固定するのではなく、あくまで仮として書かれているという理解でよいか。

事務局：はい。施工中と書かれている図面は、あくまで法面等ができあがった段階であり、表土置場はそちらの場所（図示）となっている。

委員：工期の延長を重ねる場合は、細心の注意を払わないと、表土が散逸していくのではないかと心配である。

委員：西側の市道への出入口付近については、すでに開発されていると思うが、排出された水は全て側溝に流れ込むという理解でよいか。

事務局：はい。事業区域内に道路と並行した形で側溝が入っており、地下の埋設管によって、道路沿いの側溝に繋いでいる。

委員：今回、浸透池を設置するということだが、浸透能はどのような状態になっているのか。砂利採取場のため、良くはないかと思うが。

また、容量を見たところ余裕はあるように思うが、これだけの余裕で大丈夫か。

事務局：計算上は基準を満たしており、事業地の一番低いところに設けているため、事業区域外に溢れるということはないと判断している。

委員：多少オーバーフローしたとしても、開発区域外に水が流れていくことはない

いう理解でよいか。

事務局： はい。

○第2号案件〔【変更】土石等の採掘（砂利採取）について〕

委員： 過去に許可された計画と違う工事をしてしまった結果、法面が急になってしまったため、今回の変更計画でなだらかな土地断面にするという理解でよいか。

事務局： はい。

委員： そうすると、様式2の砂利採取量について、当初580,000 m³だったものが170,000 m³増えるとあるが、どういうことか。

事務局：すでに切土してしまっているため、増えているような形となる。

委員： 取りすぎた分も含めたのが170,000 m³ということか。

事務局： はい。すでに予定の計画より採掘してしまっている部分が含まれており、170,000 m³となっている。

委員： 切盛を行うという理解でよいか。

事務局： 前回の許可との比較として数量を載せており、今回の是正の分としては表面を削ぐだけだが、現状に計画を合わせると、170,000 m³増加しているという形となる。

委員： 原状回復には致し方ないということか。許可された計画と違う工事をしてしまった結果、このようになっているが、何か罰則などはあるのか。

事務局： 今回の違反指導では罰金や公表等の罰則は特にしていないが、現場で気づいた違反事項について指導している。

委員： 現行の形で、事業区域内で上手く担保していくという理解でよいか。

事務局： はい。今回の急勾配については、直近で何か起こるといった状況ではなかったため、審議会を経てから指導を行っていく予定である。

事業者は今後、事業区域を拡大していきたいということだが、復旧が完了してからでないと受付られない旨を伝えている。

委員： 事業者名などの公表はしていないということか。

事務局： はい。指導に従わなければ勧告、勧告に従わなければ命令という形で、行政指導指針で定められており、命令に従わない者は公表するものとなっている。

委員： 事業区域の西側を外側に広げて、森林の幅を確保することができたということだが、仮にそれができなかった場合は、どのような対応になるのか。

事務局： 現場や状況によってケースバイケースとなる。今回は隣が森林であったため確

保できたが、仮に確保できなかった場合、盛土で復旧する方向になるかと思う。

ただ、薄い盛土をしてしまうと、腹付盛土となって崩れてしまう可能性があるため、どこまで安定計算をするかなど、検証しながら進めていくことになるかと思う。

委員：浸透池を3か所にまとめて設置しているが、浸透池の設置場所は自由に設定できるのか。

事務局：今回の場合は違反地でもあり、あまり手を付けてほしくないため、現地形で集まる場所に浸透池を設けている。

委員：浸透池Dをやめて浸透池Cを拡大するということだが、浸透池Aの方に流れていくことはないのか。道路を挟んで集水区域を分けていると思うが、道路を超えて浸透池Cに流れていくものが、浸透池Aに流れていくことはないのか。

FHが同じ高さの13mとなっているため、心配である。

事務局：浸透池Cと浸透池Aの間で段差ができているため、浸透池Aの方に流れていくことはない。

加えて土側溝を設けており、そこで集めて浸透池Cの方に流す形状をしているため、浸透池Aの方に流れる心配はないかと思う。

委員：切土の勾配が1:1.0と急勾配になっているが、前回の審議の際も同様か。

事務局：はい。

委員：今回はそれに加えて切高10mに小段がなかったということか。今回の新しい計画については、1:1.2にするなどの指導はしないのか。安全面で心配である。

事務局：1:1.0で許可が出ていた場所の指導であること、事業地をあまり拡大させたくなかったことから、最低限の切土で1:1.0に揃えるよう指導した。

次に拡大する際は、勾配をもう少し緩やかにしてもらおうよう、事業者に指導していく予定である。

委員：切土法面は基本、岩という理解でよいのか。

事務局：はい。過去に隣の区域（図示）で切土した、勾配1:1.0、切高10mほどの法面があり、すでに植生シート等で緑化されているが、現在に至るまで7年経っており、速やかに緑化すれば1:1.0でも持つことを確認している。

○第3号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：切りすぎた個所を盛土する際に、法面の最下部にのみ地下排水溝を設置することだが、法面の途中に設置しなくてよいのか。

事務局： 小段ごとに水平排水溝を設置するよう検討したが、安定計算上問題なく、排水溝を設置することによる管理が必要となることから、地下排水溝のみとしている。

委員： 一応、検討はしたということか。

事務局： はい。

委員： 大規模な盛土になるが、盛土の土はどこから持ってくるのか。

事務局： 拡大範囲の切土により発生した土を使用する計画となっている。

委員： その際に、表土と基岩を分けたりしているのか。

事務局： ボーリング調査を行い、深さごとの土質を調べた上で、盛土に適した土を使用する計画となっている。

委員： 拡大する区域の外側の方が区域内に比べて標高が低いが、そちら側に水が流れ出るようなことはないのか。

事務局： 残置森林と開発区域の境の周囲に小堰堤を設置し、場外に水が流れ出ないようにする計画となっている。

加えて、掘削箇所を FH=16 で統一し、深堀等も行うため、現場の状況に合わせながら、池に集水できるような勾配をとりつつ、砂利採取を行う計画となっている。

委員： 区域外と区域内の間では、何らかの対応をしていくという理解でよいか。

事務局： はい。残置森林を除いた箇所には、小堰堤を設置する。

○第4号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について

委員： 施工後に造成森林を行うということだが、当初計画の昭和50年から、すでに造成されている森林はあるのか。

事務局： 数か所ある。このあたり（図示）については、造成森林として完了を確認しており、区域から除外したエリアとなる。

委員： 表土置場はどのような管理をしているのか。長期間置かれているのか。

事務局： 掘削の位置に伴い、随時移動していく。長期間置いておく場合も想定されるが、植栽前には土壌硬度等測定結果を示した植栽関係届を提出してもらうため、改善が必要であれば、土壌改善を行うよう指導していく予定である。

委員： 採取が終わった箇所が発生し次第という理解でよいか。

事務局： はい。

委員： 市道の内側を掘削するということか。

事務局： はい。

委員： 市道の内側が平らになるため、ショートカットのような形で道を設置するということか。上の道はなくなるという理解でよいか。

事務局： はい。新設の道ができた段階で、市から完成の検査を受け、認められると廃道にできる。

委員： 市道が使われている状態での工事になるということか。

事務局： はい。

委員： 市道を通行規制し、掘削を行うという理解でよいか。

事務局： 市道として認定されているが、このあたり（図示）で道路が崩れて通行止めとなっており、現状、一般人は通行できない状況となっている。

委員： 復旧しないのか。

事務局： 通常の通行においては下側の道を通るため、利用する人がいない状況となっている。

また、許可当初の時点では、市道の部分は赤道であり、赤道の管理が国から市に移る段階で市道認定となった経緯から、現状、一般の通行車両はほとんどない。

委員： 実際に掘削等を行う際は、市道を使って運搬するという理解でよいか。

事務局： はい。市と事業者で協定を結んでいる。

委員： 市道の上側を掘削するということだが、市道の下側は完成しているのか。

事務局： はい。このあたり（図示）は法面として、すでに完成している。

委員： 断面図の右側の部分が低いが、水路等はあるのか。

事務局： こちら側の部分（図示）は、すべて残置森林として残す部分となる。

委員： 特に考慮はいらないということか。B'（図示）の部分も同じか。

事務局： 事業として掘削する水は、すべてこちら（図示）に流れていくことになるため、何も触らずに森林として残る部分となる。

委員： 拡大区域の部分も残置森林になるという理解でよいか。

事務局： はい。